

## 三田市民生委員・児童委員啓発ツール 使用取扱要領

### (趣旨)

第1 この要領は、三田市(以下、「本市」という。)が民生委員・児童委員の周知・啓発及びやりがい・魅力の発信により、次の担い手となる人材の育成を図るために制作した次の各号に規定する広報素材(以下「啓発ツール」という。)の使用を、本市以外の者が取り扱う場合に必要な事項を定めるものである。

(1) 民生委員・児童委員 PR 動画

「人とふれあいひろがる日常～私の生活を彩る民生委員・児童委員～」

(2) 民生委員・児童委員紹介動画

「あなたの思いが笑顔をつなぐ～なってよかった、民生委員・児童委員～」

(3) 民生委員・児童委員 PR 動画 デジタルサイネージ用縦型動画

(4) 民生委員・児童委員啓発チラシ (A4サイズ)

(5) 民生委員・児童委員啓発チラシ (A5サイズ)

(6) 民生委員・児童委員啓発ポスター (A2サイズ)

### (啓発ツールの使用)

第2 啓発ツールの使用を希望する者は、使用目的が民生委員・児童委員の周知・啓発、委員活動の理解促進、並びに地域住民からの支援体制の構築に向けたものである限りにおいて、次の各号のいずれかに該当する場合を除き使用することができる。

(1) 民生委員・児童委員の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。

(2) 啓発ツールを第5に定める使用上の遵守事項に基づき使用せず、又は使用しない恐れのあるとき。

(3) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき。

(4) 特定の個人、政党または宗教団体を支援、または公認しているような誤解を与え、または与える恐れのあるとき。

(5) その他、三田市民生委員児童委員協議会を所管する組織の長(以下、「市所管課長」という。)が啓発ツールの使用について不相当と認めるとき。

### (著作権)

第3 啓発ツールの著作権は、本市に帰属するものとする。

### (使用料)

第4 啓発ツールの使用料は、無料とする。

### (使用上の遵守事項)

第5 啓発ツールを使用するにあたり、加工・編集を行ってはならない。ただし、兵庫県内の各市町の民生委員・児童委員を所管する組織(以下、「県下各市町」とい

う。)が使用する場合に限り、第1第4号から第6号までに定める啓発ツールを次の各号に規定する範囲内で加工・編集できるものとする。

- (1) 県下各市町への問い合わせに係る必要事項の追記
- (2) 県下各市町より発行する広報刊行物に付与される識別番号の追記
- (3) その他、市所管課長が民生委員・児童委員の周知・啓発及び委員活動の理解促進を図るために必要であると判断する事項の加工・編集

2 県下各市町は、提供を受けた啓発ツールの加工・編集用データを、本市の許可なく第三者に譲渡、または転貸してはならない。

(責任の制限)

第6 啓発ツールの使用を希望する者が、啓発ツールの使用により、第三者に対して損害または損失を与えた場合、本市は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第7 この要領に定めるもののほか、啓発ツールの使用に関して必要な事項は、市所管課長が別に定める。

2 啓発ツールに係る事務は、三田市民生委員児童委員協議会を所管する組織において司る。

附 則

この要領は、令和7年5月23日から実施する。